

独立監査人の監査報告書

平成28年6月8日

日本年金機構
理事長 水島藤一郎 殿

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木昌治
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山崎聰一郎
業務執行社員

<財務諸表監査>

当監査法人は、日本年金機構法第42条第1項の規定に基づき、日本年金機構の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第7期事業年度の利益の処分に関する書類を除く財務諸表、すなはち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細書について監査を行った。

財務諸表に対する理事長の責任

理事長の責任は、日本年金機構法、日本年金機構の財務及び会計に関する省令及び我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して財務諸表（利益の処分に関する書類を除く。以下同じ。）を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために理事長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

会計監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、理事長が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事長によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、日本年金機構法、日本年金機構の財務及び会計に関する省令及び我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、日本年金機構の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<日本年金機構法が要求する利益の処分に関する書類及び決算報告書に対する意見>

当監査法人は、日本年金機構法第42条第1項の規定に基づき、日本年金機構の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第7期事業年度の利益の処分に関する書類及び決算報告書について監査を行った。

利益の処分に関する書類及び決算報告書に対する理事長の責任

理事長の責任は、法令に適合した利益の処分に関する書類を作成すること及び予算の区分に従って決算の状況を正しく示す決算報告書を作成することにある。

会計監査人の責任

当監査法人の責任は、利益の処分に関する書類が法令に適合して作成されているか及び決算報告書が予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているかについて、独立の立場から意見を表明することにある。

日本年金機構法が要求する利益の処分に関する書類及び決算報告書に対する監査意見

当監査法人の監査意見は次のとおりである。

- (1) 利益の処分に関する書類は、法令に適合しているものと認める。
- (2) 決算報告書は、理事長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

<事業報告書に対する報告>

当監査法人は、日本年金機構法第42条第1項の規定に基づき、日本年金機構の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第7期事業年度の事業報告書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。

事業報告書に対する理事長の責任

理事長の責任は、日本年金機構の財政状態及び運営状況を正しく示す事業報告書を作成することにある。

会計監査人の責任

当監査法人の責任は、事業報告書（会計に関する部分に限る。）が日本年金機構の財政状態及び運営状況を正しく示しているかについて、独立の立場から報告することにある。

事業報告書に対する報告

当監査法人は、事業報告書（会計に関する部分に限る。）が日本年金機構の財政状態及び運営状況を正しく示しているものと認める。

利害関係

日本年金機構と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上